

## 海外フィールド・マーケター業務（農林水産・食品分野） に係る仕様書

### 1. 業務背景及び概要

日本食品海外プロモーションセンター(以下、「JFOOD0」という。)は2017年に独立行政法人日本貿易振興機構(以下、「ジェトロ」という。)内に設立された農林水産物・食品のブランド構築のためのプロモーションを行う組織である。我が国では、農林水産物・食品の輸出を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定している。この目標を受けてJFOOD0は、政府の輸出拡大実行戦略を踏まえて選定した品目と国・地域において、農林水産物・食品のブランド構築のためのプロモーションの他、海外市場における現地ニーズの調査・分析、及び報告を行っており、2023年度より、本格的に海外に向けた「日本の食文化」の発信を強化し、関連情報の発信やイベントを実施している。

本業務は、各市場における消費者の嗜好性や消費動向・トレンド等に係る情報収集を行い、主に日本国内へ発信するものである。また、オールジャパンでの戦略的プロモーション<sup>1</sup>の円滑な実施及び効果向上のための各種サポート(日本食材取扱店や現地小売事業者、ディストリビューター、飲食関連事業者等への情報提供)を行う。更に、輸出に取り組む事業者が各市場においてJFOOD0のマーケティング戦略と連携して行う販路開拓等に対する支援も行う。

### 2. 業務の実施場所(カバーエリア)

別添①に準じる。詳細はジェトロと協議の上、決定する。

### 3. 業務委託内容

いずれについても、詳細についてはジェトロと協議の上、決定する。

#### (1) 現地情報の提供

##### ①レポート作成

- A. (想定件数:4件) JFOOD0登録事業者をはじめとする食品関連事業者及び関係機関等に対し、JFOOD0プロモーション対象品目等の商流構築に資する現地の消費者の嗜好性や消費動向・トレンド等について取材・レポート作成を行う。

内容は現場の最新状況が分かるように、1テーマあたり2~3事業者に取材を行い、1次情報を中心としたレポート作成に取り組むこと。取材先は、原則として日本から商品を直接輸入する現地インポーターやディストリビューターとし、1テーマあたり最低2事業者とする。

---

<sup>1</sup> ここでいう「プロモーション」とは、JFOOD0が主導するプロモーションのほか、ジェトロ海外事務所が主導するディストリビューション拡大のためのイベント等施策を含む。

受託者は 契約締結後速やかに、テーマ案を 5 件程度提案すること。

提案するテーマは、事業者から頻繁に受ける消費者市場に関する質問等を下に検討すること。ジェットロが別途提示するテーマ案と併せて、最終的には 4 件のテーマを決定し、別添②業務スケジュール（予定）に基づきレポートを作成する。

作成上の留意点は以下のとおり。

- ・海外市場の現場/状況が分かるような画像/写真を 2 枚以上挿入の上、1 テーマ A4 サイズ 5 ページ程度を目安として作成すること。
- ・レポートは受託者にジェットロより提供する執筆の手引きに基づき外部公開を前提として作成すること。レポートの様式は別途ジェットロが定める。なお、提出後、ジェットロより編集・文章校正の指示を受けた場合は応じること。
- ・上記レポートならびに写真に関する一切の権利はジェットロに帰属し、ウェブサイト等での公開以外にも、ジェットロの判断による加工、編集、配信、二次利用が技術的・権利的に可能であることを確認の上で納品すること。

B.（想定件数：2 件）ジェットロが依頼するテーマに添い、JFOOD0 の品目プロモーションに関連するレポートを別添②業務スケジュール（予定）に基づき作成する。

作成上の留意点は以下のとおり。

- ・海外市場の現場/状況が分かるような画像/写真を 2 枚以上挿入の上、1 テーマ A4 サイズ 2～3 ページ程度を目安として作成すること。
- ・レポートは受託者にジェットロより提供する執筆の手引きに基づき作成すること。なお、提出後、ジェットロより質問・確認を受けた場合は応じること。
- ・上記レポートならびに写真に関する一切の権利はジェットロに帰属し、ウェブサイト等での公開以外にも、ジェットロの判断による加工、編集、配信、二次利用が技術的・権利的に可能であることを確認の上で納品すること。

## ② 面談（想定件数：22 件）

ジェットロの要望に応じて、JFOOD0 のプロモーション参加事業者や現地小売事業者・飲食事業者、GFP フラッグシップ産地等、特定の現地市場、消費者、流通、競合製品等に関する情報提供を個別面談にて行う。

対応上の留意点は以下のとおり。

- ・面談（オンライン又はリアル）は 60 分を 1 件とする。60 分を超える面談については 15 分毎に契約単価に基づき精算する。
- ・面談に際しては、事前準備を十分に行うこと。
- ・情報提供内容については月次報告書にてジェットロに報告する。
- ・面談後の追加質問対応、フォローアップ面談が必要な際には対応することとし、対応時間 60 分で 1 件とする。60 分を超える場合は 15 分毎に契約単価に基づき精算する。

③ 動画上での講演（想定件数：1件）

現地消費者動向や市場特性/背景等を情報提供するための講演を行う。

留意点は以下のとおり。

- ・講演内容は、上記3.（1）①A. のレポートをベースに海外市場についての説明・コメントとし、対談相手からの質問によりテーマの深堀を行うことを想定している。受託者は、同レポートとは別に、講演用の PPT スライドを作成し、事前にジェトロに提出すること。
- ・講演に使用する内容（写真やデータ等も含む）の一切の権利はジェトロに帰属し、ウェブサイト等での公開以外にも、ジェトロの判断による加工、編集、配信、二次利用が技術的・権利的に可能であることを確認の上で納品すること。
- ・視聴者はリアル（対面）又はオンライン参加を想定している。
- ・講演数日前には 60 分程度の事前打ち合わせを 1 回程度実施するので、参加すること。
- ・講演当日は、直前の打ち合わせ等含めて 120 分で 1 件とする。

（2） 販路開拓支援

① リスト作成（想定件数 0 件）

ジェトロの要望に応じて、新規の日本食材取扱店、日本産食材サポーター店等の候補になり得る現地小売事業者、飲食関連事業者等のリストアップを行う。リストは 5 店舗のリストを 1 件とする。リストは月次報告書内の様式を利用することとする。

② 需要開拓サポート及び事後ヒアリング（想定件数：20 件）

JFOOD0 プロモーション対象品目が属する商品カテゴリー<sup>2</sup>を取り扱う現地小売事業者、飲食事業者・店舗等に対し、需要開拓サポートを行う。具体的には、JFOOD0 プロモーションに関する情報（イベント等施策情報等）の提供や現地各店舗に販促資材の導入を依頼しプロモーションへの参加を促す。また、プロモーション参加者に対して、イベント等施策への評価他についての事後ヒアリングを行う。

- ・情報提供内容（先方の関心レベルを含む）については月次報告書にてジェトロに報告する。
- ・情報提供した事業者 1 社を 1 件として数える。加えて、該当するプロモーションに参加したことをジェトロが確認した時点で、事業者 1 社を 1 件として数える。いずれの場合も、チェーン店の場合は、1 店舗を 1 件とする。
- ・販促資材の導入状況は写真等を入手しておき、月次報告書にてジェトロに報告する。
- ・ヒアリング内容は、JFOOD0 プロモーション参加前と参加後の取扱意向及び状況等の変化、プロモーションの感想・評価・要望等とし、訪問・電話・メール等で行うこと。ヒアリング結果は月次報告書にてジェトロに報告する。

---

<sup>2</sup>「JFOOD0 プロモーション対象品目が属する商品カテゴリー」とは、他国産も含めた商品カテゴリー全体を指す。また、現時点では JFOOD0 プロモーション対象品目が属する商品カテゴリーを取り扱っていない場合でも、将来的に扱う予定が確認できれば、情報提供の対象に含まれる。

### (3) アンケートの依頼・回収

取材を行った事業者等に対し、取材による役立ち度や効果等を確認するアンケートを実施（依頼、回収）すること。アンケートを依頼する対象者は上記3.(1)①において取材した、日本から商品を直接輸入する現地インポーターやディストリビューターとする。なお、アンケート（形式はオンラインを予定）はジェットロが別途指定する項目で実施すること。

留意点は以下のとおり。

- ・取材を終えた事業者等に対し、アンケートへの速やかな回答を依頼し、2週間以内を目安にアンケートを回収すること。
- ・期限内に回収できなかったアンケートについては電話やメール等で催促を行い、原則全て回収すること。また、アンケート内容をチェックし、ジェットロからの求めに応じて再記入依頼等を行うこと。
- ・アンケート結果は日本語訳を付け、月次報告書に添付して報告すること。

### (4) 報告書の作成

当該月に実施した業務について月次報告書を作成し、ジェットロに提出すること。当該月の出張報告やその他の報告についても、月次報告書に添付すること。なお、報告書の様式はジェットロが別途定めるものとする。

## 4. 契約期間

契約締結日～2026年3月15日

## 5. 納品物（納品期限）

- (1) 月次報告書（アンケート結果、出張報告書等を適宜添付）  
（納品期限：翌月10日。ただし、2026年3月分は3月15日）
- (2) 業務完了報告書  
（納品期限：2026年3月15日）

## 6. 支払い：

- (1) 業務委託費は月払いとし、契約単価に基づき、ジェットロが認めた活動実績に応じた金額を支払う出来高制とする。
- (2) ジェットロが月次報告書を検査・検収したのち、受託者は請求書を提出することができる。
- (3) ジェットロは請求書を受領した日から40日以内に、受託者の指定する口座に支払う。

## 7. その他

- (1) ジェットロとの連絡、報告、成果物に掛かる使用言語は「日本語」とする。
- (2) 居住国の地方都市あるいは日本への業務出張を要請する可能性がある。
- (3) 電話代・コピー代など事務経費については、ジェットロは負担しない。移動交通費は、ジェット

ロが指定した場所で業務を行う場合を除いて全て業務委託料に含まれる。なお、ジェットロが要請する出張（上記2.業務の実施場所（カバーエリア）以外への国内出張ならびに日本への出張を含む）に係る旅費（交通費、宿泊費等）はジェットロ規程に基づきジェットロが負担する。また、ジェットロの事前承認を受けずに、旅程等の変更をしてはならない。

- (4) コンプライアンス・情報セキュリティ研修の受講を要請した場合には、ジェットロが指定する期限内に受講を完了させること。
- (5) 受託者は、本契約期間中に、業務従事者が本委託業務と重複する業務において、各事業者と契約を結ぶ、利益誘導を行う、又は顧問契約を締結する等の利害関係を生ずる行為をしてはならない。また、業務従事者に対し同様の行為を指示又は許可してはならない。
- (6) 業務実施にあたっては、ジェットロの「個人情報保護規程」及び契約書に定める秘密保持及び個人情報に関する事項を遵守の上で取り組むこと。
- (7) 受託者は、本事業の実施にあたっては、必ずジェットロと協議及び調整を行うこととし、ジェットロは、事業の目的を達成するために必要な指示をすることができるものとする。
- (8) 取材・インタビューを行った場合は、使用予定の映像や記事内容を相手方に事前に周知し、必ず了解を得ておくこと。
- (9) 全ての制作物、納品物の権利帰属については、契約書参照のこと。なお、成果物（制作物を含む）は言語・文字の仕様を変更した上でジェットロ及びジェットロが認めた第三者が本事業以外において利用する可能性があり、複数年使用も見込まれるため、使用期限を設けないこと。
- (10) 仕様に記載のない事項が生じた場合は、ジェットロと協議すること。

以上

別添：

- ① 新市場の考え方（農水省資料）
- ② 業務スケジュール（予定）